

藤沢市民病院医業未収金回収業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式により次年度の藤沢市民病院医業未収金回収業務を実施する事業者を選考する手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務の名称

藤沢市民病院医業未収金回収業務

(2) 業務委託の目的

本業務は、医業未収金徴収対策の一環として、民間事業者が有するノウハウを積極的に活用することにより、負担の公平確保及び医業未収金の縮減を図ることを目的とし、弁護士事務所又は弁護士法人に委託するものである。

(3) 委託業務内容

診療費（患者負担分）等に係る未収金の債権の管理及び回収業務。

詳細については、別添「藤沢市民病院医業未収金回収業務委託仕様書」のとおり。

(4) 委託する未収金の債権

委託する未収金の債権は、未収担当が未納通知及び督促状を送付後も支払に応じない者の債権。

詳細については、別添「藤沢市民病院医業未収金回収業務委託仕様書」のとおり。

(5) 契約期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで。

※特段の事情がない限り、期間終了後、2029年（令和11年）3月31日までの4年間を限度として1年ごとの随意契約をするものとします。ただし、毎年度仕様書の見直しを行います。

(6) 契約上限額

1,266,945円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※本業務について上記の金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。

3 参加資格

次の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
- (3) 公告をした日以後において、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者並びに指名停止の措置要件に該当する者でないこと。

- (4) 募集開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等と関係がないこと。
- (7) 公募開始日において、令和3年度から令和6年度までに、国、地方公共団体または独立行政法人における債権回収事務又は公的医療機関での医業未収金回収事務の履行した、または履行期間中であれば6か月以上の履行実績があること。
- (8) 本業務委託を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力と人員を有すること。
- (9) プライバシーマーク、ISMS等を取得し個人情報の取扱について十分な配慮を行っている、または個人情報保護ガイドライン等を定め、個人情報を適切に管理していること。

4 プロポーザル等の日程

- ・公募開始：2025年（令和7年）1月22日（水）
- ・参加表明書提出締切：2025年（令和7年）2月7日（金）
- ・質問期間：参加表明書等を当院が収受した日から
2025年（令和7年）2月7日（金）
- ・質問回答期限：2025年（令和7年）2月14日（金）
- ・提案書受付開始：2025年（令和7年）2月17日（月）
- ・提案書受付締切：2025年（令和7年）2月27日（木）
- ・プレゼンテーション：2025年（令和7年）3月6日（木）
- ・選考結果通知：2025年（令和7年）3月13日（木）まで

※ 本プロポーザルに係るすべての事務及び受付は藤沢市民病院医事課（本要領15を参照）にて行います。

※ 手続きの受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

※ 受付期間及び受付時間は厳守してください。また、郵送やメール等による受付の締め切りも、最終受付の午後5時必着となりますので、期間等に余裕を持ってご対応ください。

5 提出書類

- (1) 参加資格の確認に必要な次の書類（以下、「参加表明書」という。）を各1部提出すること。
 - ア 参加申込書（様式1） 1部
 - イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1部

- ウ 納税証明書 1部
納期限の到来した国税、地方税を納付していることが確認できる書類（直近1年間）
 - エ 経営状況のわかるもの（決算書等、直近2年分） 1部
 - オ 事務所等の概要を紹介した冊子 1部
 - カ 国、地方公共団体または独立行政法人における債権回収事務又は公的医療機関での医業未収金回収事務の実績が確認できる書類 1部
 - キ 個人情報保護や情報流出防止、守秘義務遵守に係る方針及び具体的な取組等が確認できる書類（プライバシーマーク又はI SMS等の取得状況を確認できる書類や個人情報保護ガイドラインなど） 1部
- ※ 前述のウ～キの書類は、写しでも可とします。
- ※ 前述のイ・ウの書類は、参加申込日から3ヶ月以内に発行したものを提出してください。

6 参加申込書等の提出及び審査

(1) 参加申込書等の提出

参加申込書（様式1）ほか必要書類（「前述5 提出書類」参照）を添付の上、2025年（令和7年）2月7日（金）までに持参又は簡易書留郵便により藤沢市民病院医事課（本要領15を参照）へ提出してください。

(2) 参加申込書等の審査

参加申込書ほか必要書類の内容について提出時に参加資格要件を満たしているか確認します。

7 質問と回答

(1) 質問書提出方法

質問書（様式2）を用いて参加申込書の提出後から2025年（令和7年）2月7日（金）までに必要事項を記入し、電話連絡のうえE-mailにて提出してください。電話や来訪による口頭での質問及び該当期間以外の期間における質問は致しかねます。

(2) 質問書への回答

2025年（令和7年）2月14日（金）に全ての参加事業者に対してE-mailにて回答します。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式） 10部

※代表者印を押印したものを一部、他は複写可

イ 見積書（様式3） 1部

(2) 提出期日

2025年(令和7年)2月27日(木)までに藤沢市民病院医事課(本要領15を参照)へ持参又は簡易書留郵便により提出してください。提出された順に提案説明を行ってまいります。時間割り当てについては、後日通知します。

※期日までに提出のない場合は、辞退したものとみなします。

9 提案書の作成要領

(1) 提案書の内容について

提案書は、次に掲げる事項を含む内容とし、原則A4版で作成してください。また、必ずページ数をつけてください。

ア 業務実施方針

- ・基本的な取組姿勢

イ 実施計画

- ・業務フロー
- ・業務実施スケジュール

ウ 実施体制

- ・体制(業務実施予定人数、責任者及び指揮命令連絡体制、トラブル発生時の体制等)
- ・専門性、能力(業務従事予定者の資格、実績等)
- ・業務実施場所等の拠点、設備等
- ・債権回収の成果(直近1年の金額ベース回収率、件数ベース回収率)
- ・個人情報保護、取扱方法等のコンプライアンスの体制、研修等の実施状況

エ 業務の実施方法

- ・催告(文書、電話、訪問)の方法、手順等
- ・支払方法等の相談業務の方法、手順等
- ・集金及び入金業務の方法、手順等
- ・病院への報告及び連絡事務の方法、手順等
- ・調査業務の手順及び方法の実効性

オ その他

- ・業務委託に係る成功報酬率
- ・その他、本業務の効果を高めるための具体的な提案等

10 提案説明会(プレゼンテーション)の開催

(1) 日時及び場所

日時: 2025年(令和7年)3月6日(木) 割り当てられた時間

場所: 藤沢市民病院内

(2) 提案説明の進行手順

提案者には、予め時間割り当てを通知しますので指定時間までに事前に指定された場所で待機してください。

なお、割り当て時間は、準備・提案説明は20分間とし、質疑応答は10分間とします。プロジェクターは病院側、その他の器材を使用する場合は提案者側で準備してください。

※スクリーンは、既設の使用を可能とします。

(3) 出席者

出席者は5名以内とします。

1.1 最優秀提案事業者等の決定について

選考は「藤沢市民病院医業未収金回収業務に係るプロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行い、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容等を評価し、最優秀提案事業者と次点者を選定します。最優秀提案事業者を未収金回収業務委託に係る優先交渉権者とし、本市と協議を行うものとします。

なお、最優秀提案事業者の選定が取り消された場合は次点者を優先交渉権者として繰り上げます。

(1) 審査基準

別紙1「藤沢市民病院医業未収金回収業務に係るプロポーザル審査票」のとおり。

(2) 審査結果通知

審査の結果及び決定については、2025年（令和7年）3月13日（木）までに書面にて個別に通知します。

1.2 選定の取り消し

次の項目のいずれかに該当するときは、その提案事業者の提案は無効とします。

また、最優秀提案事業者が本市と協議中に次の項目に該当することが明らかになった場合は、その事業者とは契約の締結を行いません。なお、この場合は次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行うものとします。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (2) 提出物が本実施要領に指定する作成様式や記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき
- (3) 本実施要領の「3 参加資格」のうち一つでも満たさなくなった場合
- (4) 複数の企画提案書を作成し提案したとき
- (5) 提案上限金額を上回る見積書の提出があった場合
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- (7) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき

1.3 契約の締結

優先交渉権者との協議の結果、本市が正式に未収金回収業務を委託する事業者として決定した提案事業者と業務委託契約を締結します。ただし、契約交渉が不調となった場合は、次点者を優先交渉権者として繰り上げ、契約交渉を行います。

1.4 情報公開等

提出された関係書類については、「藤沢市情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となります。なお、提出される書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）については、「藤沢市情報公開条例」の規定等に基づき非公開とするとともに、市の保有する情報のみで正当な利益を害するか否かの判断が困難な場合は、当該法人等の意見を聴取するなど慎重かつ公正に判断します。

1.5 その他

(1) 無効となる参加申込書及び提案書

参加申込書及び提案書が、次の条件のいずれかに該当する場合は無効とします。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ この要領に指定する作成様式や記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 提案書の著作権

提案書の著作権は、提案者に帰属します。ただし、本市が必要とする場合は、提案者の承諾を得て無償で使用できるものとします。

(3) 提案書等の返却

提出された書類は返却しません。

(4) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(5) すべての提出先及び問い合わせ先

【提出先・問い合わせ先】

〒251-8550

藤沢市藤沢2丁目6番1号

藤沢市民病院 医事課 未収担当（東館1階）

事務担当者 尾曲 岩田

電話番号 0466-25-3111 内線8125

E-mail fch.iji@cityfujisawa.ne.jp

FAX番号 0466-25-3545

以上